障生第1851号

令和3年12月17日

各市町村障がい者施設等所管課長　様

大阪府 福祉部 障がい福祉室長

（公　印　省　略）

障がい者支援施設等における防災訓練の実施及び非常災害対策計画の点検について

日頃より、本府の福祉行政に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、全国的に台風・集中豪雨などの自然災害が相次いでおり、大阪でも平成30年６月に大阪府北部を震源とするマグニチュード６.１の大地震が発生し、府内に甚大な被害をもたらしたところです。また、社会福祉施設等においても、令和２年７月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の入所者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障がい者支援施設等においては、自力避難が困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があり、基準省令等において、非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務付けられています。

各市町村におかれては、これまでも、国の事務連絡等に基づき、貴市町村所管施設等に対し、非常災害対策に万全を期するよう指導・助言を行っていただいているところですが、引き続き、定期的に避難訓練の実施や非常災害対策計画の策定状況を点検していただくとともに、非常災害対策計画が未策定又は避難訓練が未実施の障がい者支援施設等に対して、速やかに対応するよう指導・助言をお願いいたします。

さらに、貴市町村所管施設等に対し、１月17日の「防災とボランティアの日」などの機会を捉え、防災訓練の実施及び適切な非常災害対策計画の策定について周知・徹底を図り、利用者の安全確保や防災意識の高揚に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本計画については、業務継続計画（BCP）の中に必要な項目を盛り込んで、包含して作成いただくことが可能です。

【問い合わせ先】

大阪府　福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課

指定・指導グループ　中井・二宮

電　話：06-6944-6026（直通）

メール：seikatsukiban.sbox.pref.osaka.lg.jp

（別紙）

（参考１）国の事務連絡等

・「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年９月９日障障発0909第１号）

・「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年２月１日障障発0201第１号）

・「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成30年12月27日障障発1227第１号）

・「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について」（令和２年７月22日障障発0722第２号）

（参考２）非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施／大阪府

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonae/hijyosaigaitaisaku.html>

（参考３）非常災害対策計画の具体的な項目例

・社会福祉施設等の立地条件（地形 等）

・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）

・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）

・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）

・避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）

・避難経路（避難場所までのルート（複数 、所要時間 等）

・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）

・災害時の人員体制、指揮系統災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）

・関係機関との連携体制 等